

技術提案書等作成要領

1 提出書類

堺市認知症介護実践研修等開催業務（以下「本業務」という。）の入札に関して、以下のとおり技術提案書等を提出すること。

- (1) 技術提案書（紙媒体） 正本 1 部、副本 9 部
- (2) 技術提案書（電子媒体） 1 部（CD-R 又は DVD-R に副本の電子データ一式を保存したもの）

2 記載事項

本業務の仕様書の内容を踏まえ、以下の事項についてその順序に従い技術提案書に記載すること。

また、意味が多義・曖昧で共通認識がとりにくい表現は避け、具体的に何を行うのかを明確にすること。（共通認識がとりにくい表現の例 ○○づくり：まちづくり、健康づくり、賑わいづくり、空間づくり等）

	提案項目	提案を求める具体的な内容
1	国の制度・認知症ケアの考え方に対する理解	・国及び本市における認知症に関する制度や認知症支援の現状・課題、新しい認知症観、医療介護分野で求められる認知症ケアの考え方について記載すること。
2	業務実施方針・内容	・「堺市認知症介護実践者等養成事業実施要綱」及び厚生労働省が示す「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」、「認知症地域医療支援事業実施要綱」の趣旨を踏まえ、研修実施の基本的な方針を具体的に記載すること。 ・業務の進め方やスケジュール、実施内容等について具体的に記載すること。
3	業務実施体制	・本業務を着実かつ効果的に実施するための人員、受講募集にかかる対象機関への案内、研修申込者や受講者への適時の連絡、問い合わせ対応、研修の講師となる認知症介護指導者との調整等の実施体制を具体的に記載すること。 ・個人情報保護に関する管理体制を具体的に記載すること。
4	介護職向け研修	・国の示す標準カリキュラムに準拠した上で、本市の認知症介護の現状や課題に沿った独自の工夫・取組を具体的に記載したカリキュラムを作成すること。 ・これまでの実績やその効果検証を活かし、実際の支援へ活用できるような研修内容を具体的に記載すること。 ・受講者間で意見交換が必要なグループワーク等、協働力や課題解決力の向上及び認知症当事者の理解を深められるような機会について、具体的に記載すること。 ・天災や感染症等の影響によりオンライン研修を実施する場合の講師や受講者が対応しやすい工夫について具体的に記載すること。

5	医療職向け研修	・国の示す標準カリキュラムに準拠した上で、本市の認知症介護の現状や課題に沿った独自の工夫・取組を具体的に記載したカリキュラムを作成すること。 ・これまでの実績やその効果検証を活かし、実際の支援へ活用できるような研修内容を具体的に記載すること。 ・受講者間で意見交換が必要なグループワーク等、協働力や課題解決力の向上及び認知症当事者の理解を深められるような機会について、具体的に記載すること。 ・天災や感染症等の影響によりオンライン研修を実施する場合、講師や受講者が対応しやすい工夫について具体的に記載すること。
6	類似業務の履行実績	・類似業務について、令和2年4月1日以降の国又は地方自治体、外郭団体における「介護従事者又は医療従事者に対し、認知症への対応力向上を目的とした研修実施等に係る業務」に関する実施内容及び実績について記載すること。

3 作成方法

- (1) 正本（1部）の表紙については、「本業務（前記の業務名を記載）技術提案書」、宛名は「堺市長」と記載すること。

商号又は名称、所在地、代表者職氏名（本市業者登録時に本店以外の契約先を設定している場合は、契約先の商号又は名称（支店、営業所等）、所在地、受任者職氏名）、担当者名、担当者連絡先を記載すること。

共同企業体の場合は、共同企業体名、代表構成員の所在地、商号または名称、代表者職氏名を記載の上、下欄には担当者名、担当者連絡先を記載すること。

- (2) 副本の表紙については、「本業務（前記の業務名を記載）技術提案書」、宛名は「堺市長」と記載するのみで、社名等の記載を一切行わないこと。

- (3) 電子媒体の表面には、商号又は名称を記載すること。

【留意事項】

- (1) A4判（縦横は自由）を使用し、両面とすること（図面等など一部A3判も可）。
- (2) 日本語、日本円で表記すること。
- (3) 図面等を除き、文字の大きさは10.5ポイント以上とし、左右に20mm程度の余白を設定すること。
- (4) 表紙、目次、補足資料等を除き、ページ番号を付し50ページ以内に収めること。
- (5) 提案内容が理解しやすいよう簡潔かつわかりやすい表現で記載すること。また、提案内容の考え方や根拠、理由等を具体的に記載すること。
- (6) 理解しづらい用語や専門用語には脚注を付記すること。
- (7) 本市が提示した仕様書の全面コピーや「仕様書のとおり」といった記載に終始しないこと。このような提案については、評価が大幅に低くなる場合がある。
- (8) 提案された内容は契約内容の一部となるため、実現性が低い提案は行わないこと。
- (9) 副本には、提案者が判別できるような記載、表現、ロゴ及び用紙などは一切使用しないこと。判別でき

R5.10 一部改訂

る場合には失格にすることもあるので十分確認した上で提出すること。

4 その他

- (1) 提出された技術提案書等の修正、差替え又は追加資料等の提出はできない（ただし、本市の指示によるものを除く。）。なお、提出された書類は入札結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合には本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。
- (2) 提出された技術提案書等は審査に必要な範囲内で複製する場合がある。